

「スポーツ社会学研究」(電子ジャーナル) 発行に関する規程

(電子ジャーナル)

第 1 条 電子ジャーナルとは、電子化された学会誌「スポーツ社会学研究」(以下、学会誌)のことを指し、書誌情報、本文 PDF を含む電子データからなる。科学技術振興機構の総合電子ジャーナルプラットフォーム(以下、J-Stage)にて電子公開(早期公開、本公開)を行う。

(早期公開)

第 2 条 編集委員会において掲載が確定した投稿論文(論文、研究ノート)は、著者校正、編集委員会校正(以下、編集校正)が終了した後に電子化し、J-Stage において、早期公開論文として電子公開(早期公開と呼ぶ)を行う。

- 2 早期公開を行う論文には早期公開論文であることを表記する。
- 3 学会誌の刊行予定日より 2 ヶ月を切って電子ジャーナル委員会が引き継いだ論文は、早期公開を行わず本公開のみを行う。

(本公開)

第 3 条 学会誌刊行後、掲載された投稿論文と依頼論文(特別寄稿論文、特集論文、及び特集のねらい)は電子化し、J-Stage において電子公開(本公開と呼ぶ)を行う。

- 2 依頼論文については、学会誌刊行後一年を経た後に公開するものとする。
- 3 早期公開論文は学会誌が刊行された後に、J-Stage 上で本公開に切り替える。

(電子化の手順)

第 4 条 早期公開は、掲載が確定した投稿論文の編集校正が終了後、編集委員会より電子ジャーナル委員会が引き継ぎ、第 5 条に示す「電子ジャーナルの体裁」に従って、学会が契約する事務担当によって電子化、早期公開を行う。

- 2 本公開は、学会誌刊行後、早期公開論文にあつては電子ジャーナル委員会が継続して、依頼論文等は編集委員会より電子ジャーナル委員会が引き継ぎ、第 5 条に示す「電子ジャーナルの体裁」に従って、学会が契約する事務担当によって電子化、本公開を行う。

(電子ジャーナルの体裁)

第 5 条 電子化にあたっては J-Stage の仕様にあわせて、書誌情報は XML 形式、本文は PDF で作成する。その際 PDF は透明テキスト付とする。

- 2 投稿論文は学会誌、及び電子化された論文末尾で、以下のように論文受付日、論文受理日、早期公開日を記載する。

平成 28 年 3 月 7 日 受付

平成 28 年 5 月 7 日 受理

平成 28 年 6 月 23 日 早期公開

- 3 論文受付日は、投稿原稿の受理を編集委員会が決定・通知した日付とし、論文受理日は掲載の決定後、完成原稿の提出を編集委員会が受理した日付とする（「スポーツ社会学研究」常時受付・査読システムの運用内規」参照）。
- 4 早期公開論文の PDF は、学会誌刊行前で通ページが入れられないため、論文ごとのページ数を表記する。
- 5 早期公開論文には抄録冒頭で論文受付等に関する以下の表記を入れる。日付は適宜変更する。

Japan Journal of Sport Sociology

Received date: March 7, 2016. Accepted date: May 7, 2016

J-STAGE Advance published date June 23, 2016

- 6 早期公開から本公開に切り替わる論文の本文 PDF では、5)で入れた表記を削除し、Abstract の Key words 下に以下の表記を入れる。日付は適宜変更する。

Received date: March 3, 2016. Accepted date: May 7, 2016.

J-STAGE Advance published date June 23, 2016

(早期公開論文の引用方法)

第 6 条 学会誌における早期公開論文の引用については、J-Stage が付与する DOI (Digital Object Identifier)、ならびに、早期公開論文であることを表記する下記ルールで行う。早期公開論文は学会誌刊行前で通ページが入れられないため、当該論文内のページ数を、本公開後は学会誌掲載のページ数をそれぞれ記載することとする。本ルールについては学会誌の執筆要項、ならびに学会 HP にて告知する。

谷口勇一，2014，「部活動と総合型地域スポーツクラブの関係構築動向をめぐる批判的検討—『失敗事例』からみえてきた教員文化の諸相をもとに—」，日本体育学会編『体育学研究』（早期公開論文），1-18，<http://doi.org/10.5432/jjpehss.13078>。

堀響一郎，2016，「軽度障害者のスポーツ実践の研究—吃音症を事例として—」，日本スポーツ社会学会編『スポーツ社会学研究』（早期公開論文），1-16，<http://doi.org/10.5987/jjsss.25-01>。

(電子ジャーナルの削除、修正について)

第7条 著者校正、編集校正を終えて作成された電子ジャーナルは原則として早期公開・本公開ともにPDFの修正を認めない。

- 2 著者名、タイトルなど、やむを得ない修正が必要な場合は、J-Stageでの早期公開、または本公開後、編集委員会の許諾を得て、修正記事(エラータ)において修正を行うこととする(「スポーツ社会学研究」の発行に関する諸規程」参照)。ただし、プライバシーの保護や人権の尊重に抵触するなど、研究目的や手法の倫理的妥当性から、公開がふさわしくない情報が含まれると判断される重大な事案が判明した場合のみ、編集委員会の許諾を得てPDFの修正、または論文全体の削除を行うことができる(「スポーツ社会学研究」の発行に関する諸規程」参照)。修正記事の様式についてはJ-Stageの定めに従う。
- 3 捏造・剽窃等の研究倫理違反が判明した場合は論文を修正、撤回せず、研究倫理違反である旨の修正記事を付加して対応する。修正記事の様式についてはJ-Stageの定めに従う。
- 4 著者の所属先は投稿論文受理日のものとし、異動等があっても修正は行わない。
- 5 電子化の過程で発生したWeb情報の誤植等の修正については、電子ジャーナル委員会委員長の許諾を得て修正できるものとする。ただし、修正履歴を残すこととする。

(著作権)

第8条 電子化された著作物の著作権(「複製権」「公衆通信権」「翻訳権」「二次的著作物の利用権」などすべてのものを含む)は日本スポーツ社会学会に帰属する。

- 2 電子化された個々の著作物について、著作権侵害等の紛争が生じた場合は、当該著作物の著作権者の責任において処理する。
- 3 電子化された自らの著作物を書籍刊行等に利用する場合には、学会の承認を得ること、また初出情報を明記することとする。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は理事会の議を経て決定し、総会にて報告する。

付則 本規程は、2016年4月1日より施行する。

2017年3月17日 一部改訂